**タクシー事業者運行支援交付金申請要領**

**１　概要**

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しているタクシー事業者の今後の事業継続を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、タクシー事業者運行支援交付金交付要綱（令和４年７月19日付け制定。令和４年12月７日付け一部改正。以下「要綱」といいます。）により、交付金を交付するものです。

**２　対象事業者**

　　　この交付金の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当するタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）です。

　（１）　令和４年４月から９月までの期間（以下「比較期間」という。）のタクシー事業の売上について、次のいずれかに該当していること。

　　　　ア　１か月の売上が過去３年間の中の任意の年の同月と比較して50％以上減少かつその月を含む連続する３か月の合計額が比較期間の合計額より減少

　　　　イ　連続する３か月の売上の合計が過去３年間の中の任意の年の同期の売上の合計と比較して30％以上減少

（２）　申請日において県内に本店又は営業所を有していること。

（３）　交付金の交付日以降も事業を継続する意思を有していること。

**３　交付金の金額**

　　車両１台あたり２万５千円です。（特定大型、大型、特殊（福祉）車両を含む。）

**４　車両数の考え方**

申請日時点において県内で事業用自動車として登録されている車両となります。

【留意点】

〇　新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により休車している車両は対象となります。

〇　自動車検査証の有効期限が満了している車両については、令和４年度に自動車税を納付した車両に限り対象となります。

〇　市町村等から運行の委託等を受けており、この運行の用に限り使用する車両（コミュニティバス等）は対象となりません。

**５　申請手続き**

**ア　申請書類**

□ タクシー事業者運行支援交付金交付申請書（様式第１号）

□ 誓約書（様式第２号）

□ 申請車両数内訳書（様式第３号）

□ 売上が減少したことを証する書類の写し

□ 対象車両の自動車検査証の写し

□ 振込先に指定する金融機関口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号がわかる箇所の写し）

□ 臨時休車リストの写し（該当がある場合）

　　※申請様式については県ホームページにも掲載しますのでご活用ください。

**イ　申請先**

　　岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通担当（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-１）まで申請書を郵送等により提出してください。

**ウ　提出期日**（要綱第４に基づき別に定める提出期日）

　　令和５年２月17日（金）まで（必着）

**エ　交付決定等**

　申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定通知書により交付額を通知するとともに、指定された口座へ支払いを順次行います。

**オ　その他**

　〇　必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等をお願いすることがあります。

〇　提出された申請書は返却しませんので、提出前に写しを控えてください。

【問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通担当　（岩手県庁８階）

電話： 019-629-5206

FAX： 019-629-5219

e-mail: ab0013@pref.iwate.jp